

地域活動協議会について

令和2年度大阪市作成

はじめに ～なぜ、いま、地活協なのか

地域には様々な課題があります・・・

いじめ・自殺



バリアフリー問題



シャッター商店街



不法投棄



高齢者の孤立化



生活困窮



しかし、
行政サービス
にも限界
が・・・



新しい住民自治の仕組み
地活協の誕生



地域のことは地域で決める！

地域活動協議会とは

地活協とは、身近な地域課題に、
さまざまな立場の人が協力して取り組む仕組み！

防犯・防災



避難訓練
避難所運営等

子ども・青少年

犯罪・事故から
子どもを守る



福祉

一人暮らしでも
寂しくない

高齢者
食事サービス等



健康

介護予防



環境

分別・リサイクル

美しい
まちに



文化・スポーツ



盆踊り
地域運動会等

地域活動協議会にかかる経過（1/2）

◇平成22年度（平松市政）

「地域のことは地域で決める」という住民自治の観点から、地域活動協議会の仕組みを検討し「なにわルネッサンス2011ー新しい大阪市をつくる市政改革基本方針ー」を策定

◇平成23年度（平松市政/12月～橋下市政）

上記方針に基づき地域活動協議会の形成に取り組む意向のあった4区7地域（天王寺区3、港区1、東成区2、鶴見区1）を先行モデル地域とし、地域活動協議会の形成支援を実施

◇平成24年度～（橋下市政）

これまでの取組みを継承し、平成24年7月に策定した「市政改革プラン」にもとづき、各区役所を中心として地域活動協議会の形成を促進

※「市政改革プラン」の基本的な考え方

市民の安心を担う基礎自治行政について、大阪にふさわしい大都市制度の実現を見据え、現在の大阪市の下で新しい住民自治・区政運営を実現

地域活動協議会にかかる経過（2/2）

◇平成25年度～（橋下市政）

「地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱」
を策定し、地域活動協議会補助金を制度化
（補助金に係る予算編成の権限は区長が持つ）

◇平成27年～（橋下市政/12月～吉村市政）

「市政改革プラン」の基本方針を踏まえ、より一層各区の地域
特性や地域実情に即した区政運営を実施するため、平成27年
2月に策定した区政運営基本方針に基づき、地域活動協議会を
核とした自律した地域運営の支援

◇平成29年度～（吉村市政）

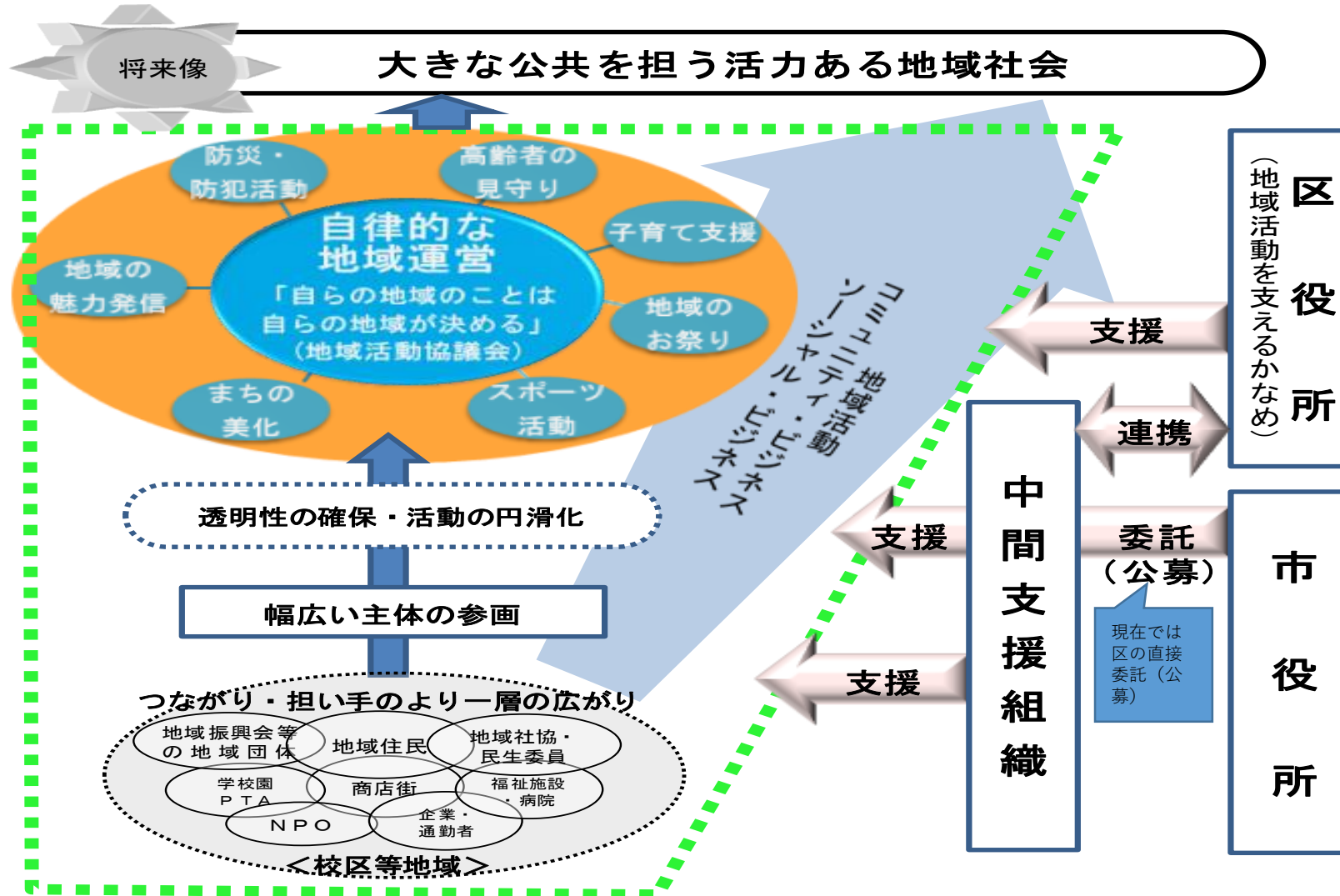
8月に策定された「市政改革プラン2.0（区政編）」に基づき、
地域活動協議会活動の活性化を支援

◇令和2年度～（松井市政）

4月に策定された「市政改革プラン3.0」に基づき、
地域活動協議会活動の活性化を支援

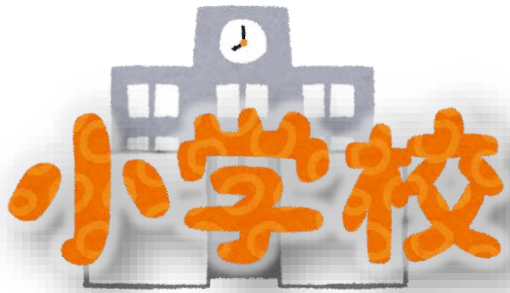
地域社会の将来像

(市政改革プラン図表13) 大きな公共を担う活力ある地域社会づくり



地活協の位置づけなど

- ①校区等地域（概ね小学校区）で1つの地活協を形成



- ②地域のまちづくりに関する様々な市民活動団体が幅広く参画



- ③民主的で開かれた組織運営と
会計の透明性を確保



- ④目的は地域の様々な分野の地域課題に対応し、地域のまちづくりを推進すること。

防犯・
防災

子ども・
青少年

福祉

健康

環境

文化・
スポーツ

行政として地活協に期待している機能

①総意形成機能

校区等地域における**住民のさまざまな意見の調整・取りまとめ**機能



②準行政的機能

校区等地域における地域課題への対応その他の地域のまちづくり活動のうち「**行政が担わない(地域に委ねるべき)分野**」及び「**市民活動団体の活動対象とならない分野**」を**カバー**しながら地域経営を行う機能



地活協の構成

